

会社役員又は支配株主との間の取引の明細

年 月 日から 年 月 日まで

区 分	氏名又は 名称	取引の内容	取引金額	摘 要
取締役			円	
監査役 (又は執行役)				
会計参与				
支配株主		営業取引		
	営業取引 以外の取引			
		営業取引		
営業取引 以外の取引				

備考

- 1 会社と第三者との間の取引で、会社と会社役員又は支配株主(当該会社の親会社又は当該会社の総株主の議決権(会社役員(執行役を除く。))の選任及び定款の変更に関する議案の全部につき株主総会において議決権を行使することができない株式に係る議決権を除く。)の過半数を有する株主(当該株式会社の親会社を除く。)をいう。)との利益が相反するものは、そのことが分かるように取引の内容に関連付けて記載する。
- 2 会社役員又は支配株主が第三者のためにする会社との間の取引は、その旨を「取引の内容」の欄に記載する。
- 3 「取引の内容」の欄には、取引の種類(製品その他の財産の譲渡、金銭の貸借等の別)、物件の種類、取引の条件等を具体的に記載する。なお、譲渡した財産の帳簿価額等を脚注に記載するか又は「摘要」の欄に記載する。

- 4 当期の取引により発生した債権又は債務で、期末に残高がある場合には、その金額を脚注に記載するか又は「摘要」の欄に記載する。
- 5 当期に新たな取引がない場合でも、債権又は債務の期首残高があるときには、期首残高、当期減少額及び期末残高を脚注に記載するか又は「摘要」の欄に記載する。
- 6 当期に前期以前の取引に係る条件の変更があった場合には、その旨及びその変更内容を脚注に記載するか又は「摘要」の欄に記載する。